

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○平井委員長 次に、荒井聰君。

○荒井委員 マイナンバー制の審議がとうとうここまで来たのかという感慨でいっぱいでございます。

と申しますのは、先ほども後藤さんからお話がありましたけれども、二〇〇〇年の年に IT 基本法という法律ができたんですね。この IT 基本法の民主党側の審査担当官といいますが、担当を私がいたしました。そのときに、政府が提出した IT 基本法を、野党として修正要請をしたんです。その修正要請の内容は、「社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における各般の新たな課題について、適確かつ積極的に対応しなければならぬ」という項目を入れたんですね。

これはどういふことかという、IT というのは確かに便利なんです。とても便利なものであります。しかし、便利さゆえに負の側面もある、マ

イナスの側面もある。先ほど雇用の面のお話がありましたけれども、雇用の面だけでなく、最近極めて指摘をされているのは、情報の流出や、あるいは犯罪がそれに絡むということでもあります。二〇〇〇年のときには、そういう情報の大量の流出でありますとか、犯罪に多様に利用されるということまでは考えが及びませんでした。ただ、雇用の面で、IT を使うことによって雇用の削減につながっていくのではないだろうか、そういう思いがありましたので、雇用の面をここに書き込んだのであります。

野党が政府提案の法案について修正協議を本気になってやった、そして与党提案の目玉政策であったこの基本法に賛成をしたということは、それまで余りなかったかと思えます。そのとき民主党の政調会長が岡田さんで、岡田さんは、それはおかしい、野党としては反対を貫くべきだということと指摘されて、当時岡田さんとやり合った覚えがあります。

そういう IT なんですけれども、IT というのは一体なぜこういう宿命を負っているのかというと、これは軍需産業の転用だからなんです。もともと軍需産業から、軍需産業というよりも、情報通信の軍需化の利用技術だったわけです。それを民間に流用していった、そういう成り立ちがありますから、IT を破っていくとか、あるいはハッカーみたいなものが、ある種の軍事技術として育てられていったというところも私はあるんだらうというふうに思います。それが IT の宿命なんだろうなと思います。

このマイナンバー制は、私も閣内にいたときにこれを担当いたしましたから、これがこういう形で法案化されてきた、いよいよ審議になってきたということは大変喜ばしいというふうに思うんですけども、しかし一方、国民的に見たら、個人情報流出、そういうことに対する懸念というのは極めて高いんですね。大変高いです。この点から、私の質問をこの点に集中させていきたいと思っております。

今皆さんのお手元に、私が作成をいたしました資料をお持ちだと思いますけれども、「各国の共通番号制度をめぐる情報流出事例」というのをお渡ししております。これを見ると、膨大な情報が流出しているということですね。

比較的うまくいっているだろうと思っていたアメリカが、社会保障番号関連の成り済まし犯罪。これはぜひ甘利さんに、二〇一一年のアメリカのたしか上院だと思えますけれども、上院の公聴会ホームページで公開されていますから、それをぜひお読みになったらいいと思うんです。

このときの被害者が、二〇〇六年から二〇〇八年の三年間で一千七十万件。これは件と書いてあるから、人かどうかわからないんですけども、一千七十万件なんです。そして、二〇〇三年、これはどうして二〇〇三年なのかわかりませんが、連邦取引委員会の算定で、損害額が年間五百億ドルという数字が出ているんです。日本円に換算すると四兆円です。

これだけ膨大な情報がアメリカでは流出をしてしまい、この犯罪捜査に四苦八苦しているという

のが今のアメリカの現状です。

アメリカが社会保障番号を使って、いろいろなものに利用したんですけれども、とうとう一番の利用手であったアメリカ国防総省がやめました。余りにも被害がひど過ぎると。イラクですとかアフガニスタンから帰ってきたアメリカの軍人が、本国に帰ってきて口座を開こうとしたら、口座を開けない。どうしてか。社会保障番号が盗用されていて、借金漬けになっていて信用がないからというのがあつちこつちで出てきたんですね。ということ、アメリカ国防総省は社会保障番号を使うのをやめちゃったんです。これがアメリカの現状でした。

次に韓国。韓国が一番ＩＴが進んでいる、あるいは住民登録番号をいち早くスタートさせたんですね。これも驚くなかれ、二〇〇八年から二〇一一年の四年間ですか、一億二千万人が被害に遭っているんです。ハッキングだとか、あるいは、販売といいますから、実際にビジネスベースで販売し合ったんでしょうね。そういう事件が起きているんです。韓国の人口は五千万人ぐらいですから、一億二千万人というのは、この四年間で、全ての国民が二回ぐらい被害を受けているというのが実態なんです。

これをどういうふうにマイナンバーの中では防いでいくのか。犯罪捜査ですから、警察も非常に関心を持っていると思うんですけども。  
これは、利用範囲でありますとか、それから何に使うかということとても関係があります。  
韓国の場合には、民間に相当大々的に開放した

んですね。それがこの結果を呼んだのではないかといいふうに言われています。あるいは、システムのつくり方にもいろいろと欠陥があつたのではないかというふうにも言われています。

アメリカの場合には、システムが、一九三五年です。かなり古い段階でつくられていたもので、そういうセキュリティの件ではおくれたものではなからうかというふうにあります。

しかし、一番の大きな問題は、利用範囲をどういうふうに限定するかということだったんです。民主党政権のときには、この利用範囲は公的な利用に限るという限定をいたしました。そういう点です。余り民間に使うと、あるいは民間に開放させると、こういう事例が発生しやすいということが理解できていましたから、公的な利用に限定しようじゃないかという議論をしてみました。しかし、今度、自民政権になりましたら、三年目にはそれを見直しする、民間にも開放していくんだ、幅広い利用目的の道を残したというふうにとれます。これは、ある意味では、セキュリティの面では極めてもろくなっているというふうには私思うのでありますが、この点、いかがでしょうか、甘利さん。

〔委員長退席、関委員長代理着席〕

○甘利国務大臣 先進国で番号制を導入しているという国はほとんどない。アメリカ、韓国でこの種の事件が起きて、では、番号制をやめちゃうかということ、そうではない。つまり、ＩＴ社会の中の、いわばある種、インフラの役目ですから、後戻りすることはなかなかできないんだと思いま

す。そこで、どうやってセキュリティを高めていくかということになるかと思えますし、利用範囲を、今御指摘のようにどうしていくかという議論があるんだと思います。

アメリカは、およそＩＣＴ社会にふさわしくない紙切れ一枚が番号ということで届いていて、写真も入っていないければ、その紙自身がＩＴ化を余りしていないのではないかと、そういうところから本人確認が厳密にできないというところから成り済ましがあつたんだと思えますし、利用範囲についても、かなり広範囲にわたっていることで、被害額が当然広範囲にわたってくるということ。それから、暗号化等々のセキュリティも、本来はもっとしっかりやるべきであつたと思うのでありましょうし、犯罪防止のための専用のシステムというのも多分おくれをとっていたのではないかといいふうに思っております。

当面、今回の提出法案でも、自公民三党での協議の上で利用範囲が限定をしてスタートいたします。三年後に民間への導入も含めてその時点で検討するというのは、その時点で民間に開放しますということを決めているわけではなくて、三年間の導入をした成果を見て、改善すべき点あるいはさらに推進すべき点等々を精査した上で、どの範囲までさらに当初よりも広げていくかというのはその時点で幅広く識者の英知を集めて検討をしていくということになりますから、かなりその時点でも三年の経緯を踏まえての慎重な対応をしていくということになるかと思えます。

〔関委員長代理退席、委員長着席〕

○荒井委員 これは、政府が今考えています情報の中には、生活保護だとか、疾病の状況だとか、医療費ですとか、あるいは失業の状況、雇用保険の給付ですとか、民間業者から見ればおいしくて仕方ないところの情報があるところに固まっているというのがわかるわけですよ。それを何とかとりたい、あるいは収集したいというのは、これは民間の企業から見れば必然であろうと思うんです。そういうものをどうやって防いでいくのかというのは、これはなかなか難しい、とても難しいと思います。

特に、日本は情報の管理でありますとかあるいは暗号化ということに対して非常にルーズですよ。一例を言えば、国会議員のパスワードとIDが盗まれたんですよ、国会議員のほとんど全員だと思えますけれども。それが今の日本のITの現状というふうに思えるんですよ。ITをめぐってのシステムのあり方と非常に関係をすると思うし、あるいはそれを扱う人間の数あるいは教育の仕方と関係をしてくると思うんです。

そういう点をもう少しやりたいと思いますけれども、まず、山本大臣、国民総背番号制といいますか、共通番号制で幾つか今までトライをしておりますね。

千九百八十何年だったでしょうか、グリーンカード制というのを最初に導入しようとしたんですけど、これはいろいろなところから資産課税が目当てではないかという点もあつたりしていて、もちろん共通番号制の意味というのは社会保障の給付の公平化それから税の公平化ということのために

使う必要がある、そういうところからあつたわけですから、資産課税についての意味というのも当然あつたわけなんですけれども、しかし、そこが大きなネックになって、結果的には、法案が成立したにもかかわらず、議員立法でそれを廃止したんですね。

それから、あれだけ大きな議論をした住基ネット、これもでき上がってしまつてからはそんなに使われなくなつてしまつた。これは成功か失敗かといえれば、私はむしろ投資に対する効果はそれほどなかったというふうに思います。

こういう今までの共通番号制に見られる失敗例というのか、それを、今回の共通番号制を導入する、マイナンバーを導入するというものにもどういうふうに参考にしたのか、あるいはこれを鑑みて制度設計なり、つくろうとしているのか、その基本的な問題で結構ですから、御説明願えますか。

○山本國務大臣 先生から御質問をいただくということで、グリーンカードとか住基ネット、e-Tax、社会保険システム等、過去の政府情報システムにおける事例、少しまた改めて調べてまいりましたが、今おっしゃつたとおり、これまでの政府情報システムについては問題が生じて途中で制度そのものを廃止した例もありますし、システムを導入したにもかかわらず必ずしも活用されていない事例もありますし、あるいは、問題が生じてシステム整備自体がもう停滞しているという問題もあります。これは率直に、何が悪かつたのかということをおっしゃつたように反省をしなればいけないと思つています。

特に、大規模システムの整備については、関係者との事前の十分な調整を初め、やはり利用者である国民の方々のニーズというものを適切に把握できていたのかどうかという問題があると思えます。それから、システム整備に必要な技術力等を有する事業者をそれぞれのプロジェクトで確保できていたのかという問題もあつて思います。さらには、各府省の情報システム調達における発注能力、これについても本当に十分だったのか、こういうところはしっかり検証していかなければいけないと思つております。

社会保障・税番号制度に関するシステム整備については、これは複数の府省にまたがりますので、政府全体としてのIT投資の最適化とか、情報システムの相互運用性を確保するとか、府省間の緊密な連携を図ることが重要だと思つていますし、そういう意味でも、今度の新しい政府CIOを中心にきちっとした取り組みをしていかなければいけない、そう考へております。

○荒井委員 今度のシステム全体は巨大なものです。関係する省庁もたくさんあります。関係する省庁が持っている既存のシステムもあります。それから、地方自治体が持っているシステム、それも活用するようになるでしょう。つまり、それぞれのシステムをどう活用していくのか。これはコストの点にかかわってくるんですけれども、そのシステムを使えば使うほどセキュリティは甘くなるんですね。

それを全体として、CIOや、あるいはこの中でセキュリティに関する特定個人情報保護委員

会の機能というのがとても大事になるわけですが、れども、特に今回、総務大臣もおられますから、地方との関係をどのぐらい開放するのか、あるいは使うのか、地方についてどういうふうな考え方でセツトしていくのかということについて御説明願えますか。

○**関政府参考人** お答えいたします。

地方公共団体のいわゆる個人情報管理ということになるかと思いますが、現在、地方公共団体が保有する個人情報を内部で目的外利用する、あるいは第三者へ提供するということにつきましては、原則としてそれを禁ずるという個人情報保護条例、この条例が全国の全ての都道府県、市町村で制定されております。

また、情報セキュリティの観点から、総務省の方で地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインというものを公表しておりますが、これに基づきまして、各地方団体におきまして情報セキュリティポリシーが策定されております。

私どもも、この遵守の徹底などを要請しているところでございます。今回の番号制度の導入に当たりまして、制度面とシステム面の両面から個人情報保護の措置を講ずることとしておりますが、あわせて、総務省としては、引き続き、運用の面も含めまして、地方公共団体における個人情報管理に万全を期すように対応してまいりたいと考えております。

○**荒井委員** 地方自治体は地方自治体で独立した権能を持っていますし、地方自治体のそういう権

限というのを、幾ら政府といっても侵すこととはできないと思うんですね。そうすると、地方自治体ごとにいろいろな情報管理あるいは情報保護の条例のあり方や運用のやり方をしていると思うんですね。そうすると、情報が甘いところと非常に厳しいところとか、そういうものが出てくるんだらうと思うんですね。

そのあたりはどういうふうに考えるんですか。政府全体として、ある種のガイドラインをつくっていくつもりなのか。しかし、それをやると、地方自治体独自の政策や何かに大きな影響を与える可能性もありますよね。そこはどういうふうにお考えなんですか。一片の通達だけで済むということではないと思いますけれども。

○**新藤国務大臣** これはまさにルールとそれから技術の問題だと思っております。きちんとしたルールをつくり、それに違反した場合にはペナルティがあるということが抑止力であります。あわせて、安易に破られないような、そういうセキュリティに對する技術、これを不断の改善を行っていくということだと思います。

そして、地方自治体に対して、我々はいろいろな技術的な指導、助言をさせていただきま。そして、ある一定の指標はそれなりのものでつくっていかなくてはいけないだろうというふうに思っています。

地方自治体の自主性を損なうことのない範囲で、しかし、国の全体の制度であります。国民がどこにいても、どのような状況になっても使えるようなものにしていかなければ意味がないわけであり

まして、そういう趣旨をきちんと表現できるような形でこれはいろいろな工夫をしていきたい、このように考えています。

○**荒井委員** その工夫のところの問題なので、その工夫について具体論が聞けなかったのがとても残念なんですけれども。

その意味では、特定個人情報保護委員会の機能と役割というのはとても大事になると思うんですね。アメリカの場合でも、犯罪の温床になった成り済ましの犯罪というのは、本人が成り済まされているかどうか分からないということが犯罪を広がっている原因になっているという公聴会の結論になっているんですけれども、そういう意味で、この個人情報保護委員会というのは、具体的にどういう役割をどのぐらいの規模で、そして成り済ましのようなものも防げるのかどうか、それをお聞きしたいんです。

○**甘利国務大臣** 御指摘の特定個人情報保護委員会、構成は、もう御承知のとおり、委員長がいて委員が最大六名という人員で構成される合議制の機関であります。このもとで委員会事務局の体制は、おおむね数十名程度の人員でスタートをして、効果的に業務を遂行していく。

これは、個人番号を取り扱う者に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収、立入検査、これらを行う権限、それから、関係行政機関の長に対してシステムの構築及び維持管理に必要措置を求めるといった権限、これを有するわけでありま。

いろいろ技術的なシステムも工夫をしていくべきだと思えます。この個人情報にかかわれる人と

いうのは、法律で制約、制限をされています。それ以外の人がさわったときには、アラートといいますか、それ自身が把握できるようなシステム設計をするとか、いろいろなシステム設計上の工夫があるかと思えます。

ただ、数十人の体制で全部、森羅万象を把握できるかというのは、それはとてもできないわけがありますから、先ほど来指摘されている成り済まし防止は、その時点で個人を認定する認定作業、写真を入れたり何だりという、過去の成り済まし犯罪がどうして起きたかということを含めて、それへの対応策を行っていく。

暗号化についても、日本は技術は高いんだと思います。ただ、そういう先進国で行われているハッキングみたいなことが比較的意識の中になくて、そういう防護体制というのは技術がありながらしつかりととられていかなかった。暗号化技術も、先進導入国の例を見て、さらに強固なものに技術的にしていく等々、過去のいろいろ弊害事例をしつかり検証して、導入の段階から組み入れていくという努力は最大限していきたいというふうに思っております。

○荒井委員 この組織は三条委員会ですね。政府から独立した行動ができるわけですね。三条委員会として独立した行動が、規制活動ができるというならば、やはりもう少し人員なり予算なりというものをしっかりと固めないと、機能しないと思えますね。

それから、この三条委員会は、先ほど地方の話もありましたけれども、地方についても目配り

きるような仕組みになっていくんですか。

○向井政府参考人 お答えいたします。

この三条委員会は、地方に対しても勧告等を行える権限を持っております。

○荒井委員 これは強制捜査権は持っているんですか。

○向井政府参考人 いわゆる立入検査権等は持っております。

○荒井委員 強制捜査権で犯罪の立証ができるような事態になったときには、どういう仕組みでどういうふう処理されるんですか。

○向井政府参考人 この三条委員会は、いわゆる犯罪を暴く組織ではございませんので、あくまで行政組織でございますので、仮に犯罪の端緒を見つけた場合には、告発という手続になるのではないかと考えます。

○荒井委員 これは、日本人ですから、性善説に立っている人がたくさん多いんですよ。けれども、実際に動かしてみると、これを何とかビジネスに利用しようと、個人の情報そのものが価値があるという社会になってきてしまったんですね。したがって、この件については、犯罪が裏表にあるんだということを念頭に置きながら組織をつくっていくか、組織が機能しないと思うんですよ。

この点、最初に三十人程度から組織をつくり上げるというお話だったですけども、多分、そんなのでは全然役に立たないだろうと思うんですね。

そこで、警察、司法との関係なんですけれども、

この組織をつくるときに、司法とどういう相談とあるいは折衝、交渉をしながらこの組織の検討を始めましたか。あるいは、このシステム全体をつくるタイミングにも、サイバーがいろいろな形で犯罪の温床になっているというのは、警察は、もう随分、嫌というほど、この間知っていると聞いています。

このシステムの構築をするに当たって、司法当局とはどういう関係を持ちましたか。

○向井政府参考人 お答えいたします。

この法案の検討作業全体につきまして、当然のことながら、各省、当然、法務省あるいは検察も含んで協議はしております。

なお、検討のチームの中には、検事の出身者も入れて、それで検討をしておりました。

○荒井委員 きょう、どなたか警察庁から来ていますか。警察庁、ちよつとお答えください。

○岩瀬政府参考人 お答えいたします。

この法案につきましては、法令協議という形での協議は受けておるところでございます。

○荒井委員 警察庁としては、どういう犯罪が想定されますか。今、私は、成り済まし犯罪と言いましたけれども。

○岩瀬政府参考人 成り済まし犯罪という御指摘がございました。

現在、我が国においても、成り済まし犯罪による不正アクセス事案というものは発生をしているところでございます。

例えば、他人のIDやパスワードを盗み出して、その上でインターネットショッピングで商品を買

正購入する、あるいはインターネットバンキングで不正送金する、こういう事案が発生しているところでございまして、そういう類いの不正アクセス事案というものは、現在でも起きていているということでございます。

○荒井委員 韓国の場合、まあアメリカもそうなんですけれども、この犯罪の原因といえますか、一つの要素として、生涯番号が変わらないんですね、一回付与されるとその番号は変わらないんですね。これが犯罪にはとてもおいしいというか、一回破っちゃったらずうつと、それを被害者に知られないようにさえすればいろいろなところで使える、そういう特色を持っているんですね。

そこで、今度のこのシステムでも、生涯決められた番号というのは変わらないのか、変えようとしたときに変えられるのか。それから、生まれた子供にも、すぐ生まれた瞬間に番号はつけられるのか。

なぜかといいますと、アメリカの場合の犯罪の多くは未成年者の番号を使っているんですよ。未成年者は買い物をしたりとか、あるいは社会保険の給付を受けたりとか、そういう申請は余りしませんから、なかなかかわからないという事例があって、したがって、未成年者に被害が多いんですけれども、このあたりは考慮に入れていますか、どうですか。

〔委員長退席、関委員長代理着席〕

○向井政府参考人 お答えいたします。番号そのものにつきましては、出生届と同時に付与されます。それから、変更につきましては、

基本的には、例えばその方の番号が知られたとかそういうふうな事故が起った場合に変更が可能というふうになっております。ただ、先生のおっしゃるアメリカとか韓国の事例の、番号の成り済まし犯罪のやはり最大の原因は、番号のみ、あるいは番号プラス簡単なIDでアクセスできるところが最大の問題だと考えております。

したがって、私どももいたしましては、まず、対面で番号を確認する場合は、番号のみではなく、必ず写真入りのカードなりなりで本人を確認するということを義務づけております。それから、ネットに入る場合につきましては、基本的には最も認証強度の高い公的個人認証でないと入れないような仕組みをつくりたいというふうに考えております。

○荒井委員 本人認証というのは、ここではとても大事な作業になってくるということですよ。ただ、住所ですとか生年月日というのは、これはすぐとられますよ。したがって、それだけではセキュリティ上は非常に甘いセキュリティになってしまうんじゃないか。

特に、今回のシステム設計の中では、マイポータルというのをつくりまして、個人が自分の端末から見られるような仕組みをつくりました。これは、とても便利なことは便利なんですけれども、しかし、その仕組みをつくったことで、セキュリティ上は大きな問題が出てくるのではないかと。いうふうに思うんですけれども、それはどうですか。

○向井政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、このシステムそのものは基本的には専用回線を使うおつもりですが、マイポータルに関しては、インターネットとの接続口が必ずできてしまいます。その点につきましては、おっしゃるとおり、セキュリティの面では一段落ちる危険性がございしますので、最新の技術を使い、そのところがそごのないように、今後さらにきちっとした設計をしてみたいというふうを考えております。

○荒井委員 答弁としてはそれしか答弁できないと思うんですよ。しかし、ハッカーの技術というのは、システム設計者の技術を超えるぐらいの規模でハッカー技術というのは進むんですね。したがって、どういうふうにしたらいいのか、このシステムを導入した瞬間にその危険にさらされているということを想定しながら、その善後策も考えながらシステムを運用するしかないんだと思うんですね。大変難しい問題だと思いますよ。

そういう、システムのセキュリティを厳密にしたとしても、最後に残るのが人間の問題なんです。年金記録の問題のときに、年金記録を社会保険庁の職員がどんどん中を見ましたよね。結果的には人間の問題になってくる。これを運用する人間を、どういうふうにセキュリティの意識を持たせ、そして教育をするのか。この点、大臣、いかがですか。

○西村副大臣 お答え申し上げます。

非常に重要な点でありまして、まさに法律上もこの番号法は、個人番号を取り扱う機関等に対して、その番号の漏えい、毀損の防止、その他

の適切な管理のために必要な措置を講じること  
義務づけておるわけでありませぬ。

その具体的内容として、個人番号を取り扱う機  
関は、システムに対する技術的な保護措置、それ  
から、立入制限等の物理的な保護措置のほかに、  
人的な保護措置として、職員に対する研修、教育  
の実施や安全管理者の設置などの措置を講ずる必  
要があるというふうに考えております。この点に  
ついて、特定個人情報保護委員会によってガイド  
ラインのような形でその方向性が示されて啓発が  
されるものと期待しております。

○荒井委員 ぜひ、厳しい、そして有効な教育課  
程というかプログラムをつくられることを求めて  
おきます。

ところで、法人番号も今回大々的に付与するわ  
けですよね。しかも、この法人番号については公  
開をする、そういうやり方をするようでありませ  
ぬ。ところで、法人番号を付与するその範囲なん  
ですけれども、例えば NPO でありますとか、ある  
いは宗教法人でありますとか、あるいは政治家の  
事務所、そういうものについても法人番号を付与  
するんですか。いつもこのあたりは微妙な問題を  
はらむところですよ。いかがですか。

○向井政府参考人 お答え申し上げます。  
法人番号につきましては、基本的には、全ての  
法人に番号を振ることを考えております。特に、  
法人番号の主な利用先としては、やはり税の分野  
が考えられますが、税の分野では、人を雇ってお  
れば源泉徴収が発生いたします。したがって、  
逆に言うと、法人でなくても、いわゆる人格なき

社団等につきましても納税義務が発生いたします  
可能性がございますので、そういうふうなものに  
つきましては全て付番したいというふうに考えて  
おります。

○荒井委員 そうすると、宗教法人はもちろん、  
政治家の法人も登録をされるということですね。  
登録された法人について全ての要件を公開する  
んですか。

○向井政府参考人 法人番号につきましては、名  
称それから住所、連絡先等の基本的な情報だけは  
公開いたしますが、それ以外の情報につきましては  
特に公開することにはなってございません。

○荒井委員 この法人の公開範囲というのは、今  
まだ関心と呼んでいませんけれども、多分、幾つ  
か関心と呼ぶところが出てくると思いますので、  
慎重に対応されることをお勧めいたします。

それらの問題をクリアした最後に、憲法上の問  
題が出てくるのではないかと心配をしていま  
す。ドイツは、共通番号を国民に全部付与しよ  
うとした経緯があるんですけれども、最終的には、  
ドイツ連邦最高裁判所は、これは違憲であるとい  
うことで、違憲判定を下したために、ドイツでは  
共通番号制の普及というのができなかつたんで  
す。今でもそうだと思います。

日本の場合には、住基ネットのときに憲法違反  
ではないという判決を下しているんですけれども、  
それは利用範囲が極めて限られていたからだとい  
うふうにも思われるわけです。今回、最高裁の判  
断ですから、立法府や行政府がどうこう言うこと  
ではないのかもしれないけれども、憲法上の問

題についてどうお考えなのか、それについてお答  
えください。

○向井政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、ドイツにおきましては、  
一九八四年に、行政分野を横断する形で個人識別  
番号を持つことについて違憲の判断をしたものと  
承知しております。

一方、我が国の最高裁は、平成二十年に、住基  
ネットが正当な行政目的の範囲内で行われている  
こと、システム上の欠陥等により情報が容易に漏  
えいする具体的な危険がないことというふうな制  
度的措置を講じていることなどを根拠として、合  
憲判決を出しております。

ただ、その合憲判決にはいろいろな条件とい  
いますか、考え方が示されておることとござ  
いますので、番号法におきましては、こういう合  
憲判決の趣旨も踏まえまして、システムの保護  
措置と制度的な保護措置を講ずることとしており  
ます。

具体的には、まず、一元管理をしちやいかぬと  
いうふうなことが最高裁の判決にございますので、  
今回の個人番号つき個人情報につきましては、従  
来どおり、それぞれの機関で分散管理をいたしま  
すとか、利用範囲、それから、情報のやりとりす  
る範囲を法律で法定いたしましたして、ポジティブリ  
ストで法定いたしますとか、独立性の高い特定個  
人情報保護委員会の設置、それから情報システム  
につきましては、アクセス制御や暗号化、罰則の  
強化などの措置を講じることとございまして、  
私どもとしては、当然合憲になるものという

ふうんに考えております。

○荒井委員 一元管理をしないというのはとても重要な点だと思っておりますけれども、最高裁がそこまで踏み込んでいたというのは今私初めて知ったんですけれども、しかし、結果的には、これは、鍵となるナンバーは住基ネットのナンバーですから、ある意味では一元管理をしているというふうにも見れるんじゃないですか。

つまり、この住基ネットの番号さえとれば、ずっと入っていきけるという、それぞれのところに確かに分散はしている管理しているのかもしれないけれども、そこがキーですからというふうに思えるんですけれども、それはどうですか。

○向井政府参考人 住基ネットの番号をもとにいわゆる個人番号を振り出しますし、一方で情報連携をする番号も住基ネットの番号をもとに振り出しますが、それぞれにつきましては、情報を持っている機関につきましては、例えば年金等の情報を持つている機関については、その年金の情報に限り、番号と個人番号を持っております。

一方で、情報をやりとりする情報ネットワークシステムにつきましては番号だけでいってありますので、そういう意味では、一つの番号をもってして全ての情報がとれるわけでは決していないということ。

それから、それぞれの住基コードと符号の関係それから住基コードと番号の関係は、一対一では対応してはいますが、関数としては不可逆関数でございますので、全てのテーブルを持っていない限り対応しないということから、一つの住基コード

から入って全てが結びつくようにシステム設計はしないようにしたいと思っております。

○荒井委員 甘利大臣と山本大臣、今の説明を聞いてわかりますか。

このあたりのセキュリティの話というのは、技術的な進歩が物すごく早いのと、それから物すごく複雑になっていきますよね。にもかかわらず、やられているんですよ。やられているというのが実態なんです。ハッカーに遭っているというのが実態なんです。セキュリティーには十分な努力をぜひしていただきたいというふうに思います。また、最高裁がそういう指摘をして、その指摘に応えたシステム設計をしているということは私は評価をしたいというふうに思います。

ところで、今も話がありましたけれども、やはり住基ネットの安全性というのが一つのポイントになっているんだらうと私は思うんです。

そこで、住基ネットに対してサイバー攻撃を今まで受けたことがあるのかどうか、それはいかがでしょうか。

○関政府参考人 お答えいたします。

住基ネットの関係でございますが、これまで十年ちよつと経過しておりますが、情報漏えい等の事故に遭ったことはございません。

○荒井委員 それは多分、住基ネットが余り利用価値がなかったということと関係をしているんだと私は思います。

最後ですけれども、情報通信の安全性の話をししたいと思います。

山本大臣、E C H E L O N ということを聞いた

ことはありますか、あるいは知っておられますか。どうですか、E C H E L O N。わからなかったらわからないと、物すごく特殊なあれですか。

〔関委員長代理退席、委員長着席〕

○山本国務大臣 ちらつと聞いたことはあるんですけども、中身はよく存じ上げません。申しわけありません。

○荒井委員 E C H E L O N が問題になったのは、二〇〇一年の七月に欧州議会で E C H E L O N に関する調査研究が行われたんですね。

この E C H E L O N は、アメリカやイギリスの諜報機関、NSA という組織がいろいろ盗聴をしているんじゃないか、ヨーロッパ議会がそういう疑いを持って、その調査を公的に開始したんです。結論は出ていないんですけども、情報通信の世界の中では相当な傍聴や盗聴が行われているという実態があるということが指摘をされています。

これはアメリカとイギリスが中心なんですけれども、そこだけではなくて、情報通信の世界の盗聴、あるいはそういう世界は、世界じゅうに広がっているんだと思います。それがインターネットが普及することによって、広がることによって、いろいろな意味で情報が流れたり加工されたりしているという実態があるということでありまして。

これが政府の安全保障の政策に限られているのならば余り問題はないんですけども、ちょうどその当時、産業スパイの話が大きな事例となって、産業スパイの情報として流れたのではないかと、当時ほうわさですけれども、そういうことが

ありました。

現実には、カナダ政府が、フランス政府との間で、この件に関して緊張関係が出てきたというようなことも実際にあったことであります。

ところで、こういう情報通信の世界、ITの世界、一番大きな課題は暗号化ということなんです。これも、余り専門的になりますと私もよくわかりませんので、詳細な議論はできないんですけども、暗号技術というのが一番のポイントになっていて、先ほど言ったアメリカの国家安全局、NSAという組織は、暗号化の専門家を大量に抱えているというふうに言われています。

暗号化の最大の技術は何かというと、実は数学なんです。算数というか数学なんですけれども、その数学の分野でも、整数論、素数論と言われているものだというふうに言われています。

数学の整数論の分野というのは、実は、日本は非常にすぐれた数学者をたくさん輩出しているんです。したがって、暗号の世界の中では、日本の数学者というのは垂涎の的になっているんです。まず、そういう実態を御存じですか。

○山本国務大臣 率直に申し上げて、存じ上げませんでした。

○荒井委員 IT化を進めるに当たって、あるいはマイナンバー化を進めるに当たって、暗号化の話というのは、山本大臣は科学技術担当の大臣でもあります、数学の分野は科学技術の範囲に入っていないんですね。

しかし、数学の世界というのも、アルキメデスから何から非常に高等なもので、現実世界とは全

然関係ないように思われているんですけども、またそういったようなものもたくさんあるんですけども、現実には、こういうセキュリティの問題と非常に深くかかわってきたという現実があります。

そして、片一方では、日本は、数学のこの分野で非常に傑出した人材を輩出しているという現実があつて、その人たちが今、セキュリティの問題で海外に流出をしているという状況があるということとをぜひ認識していただいて、安全性の問題から、数学の分野というものを、科学技術の担当の分野の中に加えていくべきなのではないだろうかというふうには私は思います。最後、その点。

○山本国務大臣 今の先生のお話は、しっかり問題意識として持っていたと思います。

それから、以前も御答弁申し上げたんですが、甘利大臣のもとで、社会保障・税に係る情報システムの設計、整備に当たって、情報セキュリティ対策が検討されるということですが、サイバー攻撃事案への対処などの情報セキュリティ対策を行う内閣官房情報セキュリティセンター、NISCがありますので、これと連携しつつ、IT担当大臣としても、今度できる政府CIOの知見も生かす形で、情報セキュリティを確保したより安全なシステム設計へ向けて頑張っていきたいと思えます。

今の話は、科学技術担当大臣として、数学者の話、暗号化の話はしっかり頭に置いておきたいと思えます。

○荒井委員 終わります。